

障害者政策委員会 第3小委員会（第3回）

資料一覧

- 資料1 論点④【29条①】司法手続における必要な配慮の提供及び
研修の実施に関する法務省及び厚生労働省資料・・・ 1
- 資料2 論点④【29条①】司法手続における必要な配慮の提供
及び研修の実施に関する委員意見・・・・・・・・・・ 9
- 資料3 論点⑤【29条②】障害を有する受刑者・出所者等に対する
処遇及び支援の在り方に関する法務省及び厚生労働省資料・・・ 49
- 資料4 論点⑤【29条②】障害を有する受刑者・出所者等に対する
処遇及び支援の在り方に関する委員意見・・・・・・・・・・ 59
- 資料5 論点①【27条】障害者の消費者被害の事前防止及び被害か
らの保護に関する消費者庁補足資料・・・・・・・・・・ 73
- 資料6 論点①【27条】障害者の消費者被害の事前防止及び被害
からの保護に関する委員意見・・・・・・・・・・ 75
- 参考 障害者政策委員会の年内の予定・・・・・・・・・・ 77

刑事手続における障害者への配慮
～近時の検察の取組を中心に～

○ 知的障がい専門委員会

- ・ 最高検に設置
- ・ 知的障害に関する知見を集積して有効に活用するとともに、知的障害者に対し、刑事政策上必要な配慮が行われることを目的とする。

○ 取調べの録音・録画の試行

- ・ 裁判員裁判対象事件，知的障害によりコミュニケーション能力等に問題がある被疑者に係る事件等を対象
- ・ 精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件にも対象を拡大予定

○ 心理・福祉関係者の取調べへの助言・立会いの試行

- ・ 知的障害によりコミュニケーション能力等に問題がある被疑者に係る事件を対象

○ 地域生活定着支援センターとの連携

- ・ 長崎地検において，センターから紹介を受けた福祉関係者による取調べへの助言・立会いを試行
 - ・ 「障がい者審査委員会」による審査に基づく，再犯防止・改善更生への取組
- 他庁へ拡大

○ 検察職員の研修

【任官時・経験年数等に応じた各種研修】

- ・ 被疑者等の特性に応じた捜査・取調べ・公判活動を行うよう指導
- ・ 障害者権利条約を含めた講義
- ・ 精神科の医師による講義

【各検察庁における研修】

- ・ 精神医療関係者，福祉団体・福祉関係者等による講義
- ・ 精神医療関係者らとの意見交換会等

「知的障がい専門委員会」について

○ 分野別専門委員会の設置

平成23年7月8日、最高検に、知的障がいを含む複数の分野（注）について、専門委員会を設置。

（注）他に金融・証券，特殊過失，法科学，国際及び組織マネジメント。

○ 分野別専門委員会の活動の目的

外部専門家である参与等との意見交換や各種講演会の開催，参考事例・資料の収集・分析等を通じて，必要な専門的知見を集積し，これを各専門分野における検察の現場支援と人材育成に活用。

○ 知的障がい専門委員会の活動概要

● 講演会

- ・ 「知的障害者の供述特性とその対応」
講師：児童自立支援施設医務課長
- ・ 「知的障害を持つ被疑者への取調べ 法心理学の視点から」
講師：大学教授
- ・ 「罪を犯した人（知的障害者を含む）の社会復帰支援等について」
講師：NPO 法人理事長
- ・ 「アスペルガー障害の特性と供述」
講師：児童自立支援施設医務課長

● 意見聴取

- ・ 「知的障害を有する被疑者の取調べに関する要望等」
障害者支援団体

- 知的障害の疑いがある被疑者の取調べ（録音・録画，専門家による助言・立会い）及び刑事政策的な配慮（再犯防止，社会復帰）の在り方についての参与，外部専門家との意見交換

知的障害によりコミュニケーション能力等に問題がある被疑者に係る事件に対する取調べの録音・録画の試行

○ 対象事件等

● 対象事件

身柄事件について公判請求が見込まれる場合、知的障害の程度やコミュニケーション能力等の被疑者の特性、事案の内容、被疑者の精神的負担や供述に与える影響等を考慮し、録音・録画を試行するのに適した事案

● 試行内容

取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うなど、様々な試行を行う。

○ 検察における実施状況

H23.4 パイロット試行（東京等）

H23.7.8 東京・大阪・名古屋を中心に試行開始

H23.10.1 全庁で試行開始

○ 実施事件数（平成24年4月まで）

・実施件数 540件（約97.6%）

・不実施件数 13件（約2.4%）

○ 録音・録画の範囲別内訳

・全過程 540件中194件（約35.9%）

・準全過程 540件中109件（約20.2%）

○ 心理・福祉関係者の助言・立会い

・助言及び立会いの両方実施 12件

・助言のみを受けた例は多数あり

刑事司法の入口と出口における福祉的支援

刑事司法のプロセス

捜査→検察官の処分（①）→公判→判決（②）→服役（出所③）→保護観察→社会復帰

○ 入口における福祉的支援（①，②の段階）

知的障がいの問題を抱える被疑者・被告人について、「障がい者審査委員会」（地域生活定着支援センターの下に設置）が審査を行い、更生支援計画・意見書等を提出

○ 出口における福祉的支援（③の段階）

知的障がいの問題を抱える刑務所出所者等を対象
→「地域生活定着支援センター」が、出所者の状態や問題性に応じた適切な福祉サービスを選定して、障がい者施設への入所手配などをする。

司法手続きにおける必要な配慮の提供及び研修の実施（矯正局研修関係）

精神医学に関する研修カリキュラムの代表例

目標	精神医学及び精神保健・精神障害者福祉の基礎的知識を付与することによって、精神に障害のある被収容者に対する適切な処遇方法を理解させる。
内容	<p>1 精神疾患 一般的な精神疾患の病名・症状，特徴及び精神病患者の処遇について説明する。</p> <p>2 薬物患者 覚せい剤後遺症等薬物患者の症状，治療及び処遇方法に関して説明する。</p> <p>3 精神保健と精神障害者福祉</p> <p>(1) 精神保健・精神障害者福祉法令について説明し，矯正施設と関係機関との協力の在り方について理解させる。</p> <p>(2) 精神障害を有する被収容者に対する適切な処遇の在り方について理解させる。</p>
内容の取扱い	<p>1 実施標準時間数は，2時間(4時間としても可)とする。</p> <p>2 講師は，精神科医師が相当である。</p>

平成24年度医療観察制度関係予算

医療観察制度関係経費

平成24年度予算

569百万円

○精神鑑定実施経費

567百万円

概要：精神鑑定に必要な費用

○医師等に対する護送協力経費

1百万円

概要：対象者の護送に当たり、医師その他の医療関係者に同行等を依頼するための費用

○意見交換会の開催経費

1百万円

概要：精神科医と精神鑑定の実情や責任能力等に関する意見交換等を実施するための費用

(注) 捜査段階等における費用も含む。

平成24年度医療観察制度関係予算

医療観察制度関係経費

平成24年度予算

271百万円

○本省関係経費

1百万円

概要：本省職員が、地方別に開催されている社会復帰調整官協議会に出席するための経費等

○審判中の生活環境調査実施経費

4百万円

概要：社会復帰調整官が、生活環境の調査を行うための旅費等

○入院中の生活環境調整実施経費

26百万円

概要：社会復帰調整官が、生活環境の調整を行うための旅費等

○通院治療中の精神保健観察実施経費

38百万円

概要：社会復帰調整官が、精神保健観察を行うための旅費等

○事件処理体制整備経費

202百万円

概要：医療観察業務を補助する賃金職員に係る経費等

平成24年度医療観察法関係予算の概要

心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保等

平成24年度予算

236億円

主な予算は、以下の通り。

○医療観察法入院等決定者医療費等

174.7億円

概要：医療観察法の入院、通院対象者に係る医療費等を負担

○指定入院医療機関施設整備費

33.7億円

概要：医療観察法に基づく指定入院医療機関の新設、増設、増築等整備に係る経費について負担

○指定入院医療機関設備整備費

1.5億円

概要：医療観察法に基づく指定入院医療機関の設備整備に係る経費について負担

○指定入院医療機関運営費

23.6億円

概要：医療観察法に基づく指定入院医療機関の運営に係る経費について負担

○指定入院医療機関地域共生事業費

0.5億円

概要：医療観察法に基づく指定入院医療機関の整備にともない、地域共生施設等の事業に必要な経費について補助